（2）標本展示

① 動植物、鉱物、岩石などの個体またはその一部に適当な処理を施して保存・展示したもの。年輪や材質がわかるような樹木標本、鳥の巣、羽根、果実等を含む。

② 剥製や水槽による魚類等の実物標本展示を行う場合は、野生動植物の保全等の観点に配慮した展示とし、バードカービングによる鳥類などレプリカによる展示も積極的に検討する。

③ 水槽による展示を行う場合は、計画時から水回り（給水、排水）の処理に留意して検討する。

④ 岩石や植物などの実物標本や動物の剥製標本は、ハンズ・オン展示として直接手に触れる等五感を使用して観賞できるよう工夫することが望ましい。

また、貴重な標本等については、それぞれの標本が、保護と併せて、引き立ち、見て楽しめるような方法でのケース展示に工夫する。

⑤ 生き物の展示の場合は、生息環境と併せての展示とするよう検討するとともに、生育管理に十分配意する。

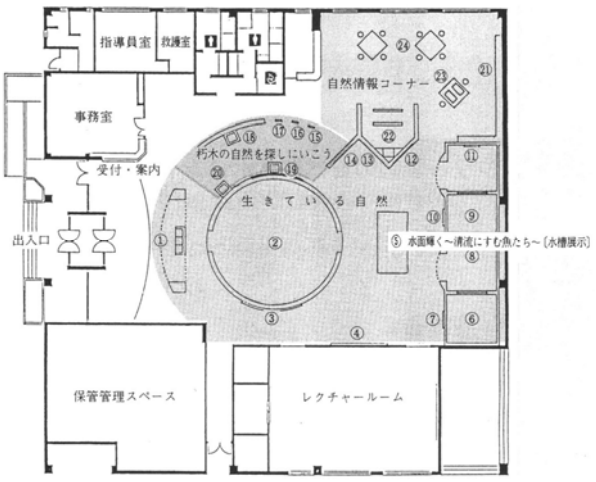
⑥ 展示標本は、自然系のものに限らず、立地特性に応じて農具・漁猟具・生活用具など人文系・社会系の資料を活用し、地域住民や地域の歴史と自然との関係などについてテーマに沿った展示解説についても検討する。

（B）設計例

ビジターセンターの標本展示の事例を示す。

標本展示事例





谷川の最上流，上流，中流に棲む魚の飼育展示も行っている。水槽展示は，建物計画時から水廻り（給水，排水）の処理を含めて検討する必要がある。建物と別に後から導入した例では，維持管理が問題となるケースもある。

（滋賀県朽木ＶＣ）

（3）ジオラマ・パノラマ展示

① 背景を伴う立体造形により、ある情景を再現もしくは創造したもので、原寸ジオラマ・パノラマ、縮尺ジオラマ・パノラマ、可動ジオラマ・パノラマ等がある。材質感・遠近感・臨場感により創出されたその場面を垣間見たというような驚きと楽しみがあり、さらにそのなかに多量の情報を伝えることができる。

② ジオラマはそれを透視画法的に視点を一か所に限定して再現するのに対し、パノラマは３６０度全周もしくは観覧者の視野以上の範囲で情景を再現したものをいう。

③ 原寸ジオラマ・パノラマは、普段見ることができない時間あるいは瞬間、通常行くことのできない場所や環境などの再現、保存に、その価値を発揮する。実際にはあり得ないが全体を説明するためにそのシーンに関わるすべての事象をレイアウトした典型情景としての自然林のジオラマなどは、原寸ジオラマの例である。

④ 縮尺ジオラマ・パノラマは、情景の全体や部分を巨視的に、微視的に表すときに用いられる。

⑤ ジオラマ・パノラマは、特に利用者の位置と視野・視角の関係に配意し、発見や気付きやにつながる展示となるよう配意する。

⑥ ジオラマは、「生態展示」でもあり、文字を媒体としないで見ることにより理解できる展示方法であるが、より情報量の多い映像情報との効果的な組み合わせも検討するが、あくまでも野外での利用や野外での自然観察等の支援となるものであることに留意した適切な展示内容とする。

（B）設計例

ビジターセンターのジオラマ・パノラマ展示の事例を示す。

ジオラマ・パノラマ展示事例



原寸再現によるオープンジオラマの例。ジオラマの中に入って全体の雰囲気を肌で感じることができると同時に，ディティールを示すことによって発見と驚きを導くことをねらいとしている。この感動がフィールドへの導入につながる。

（滋賀県朽木ＶＣ）



精密な環境再現のジオラマ。ヤチハンノキの土中断面など，表面的には解らない内部の構造，自然の仕組みを知ることができ，視点を変えた驚きもある。
（釧路湿原塘路ＶＣ）

（4）模型・レプリカ展示

① 模型は、ある物体の形状などを立体的に模して作ったもので、模倣性の精度や目的によって、レプリカ、原寸模型、縮尺模型、造形などに分類される。

② ジオラマ・パノラマもこれに類するものであるが、それらは物体ではなく空間や情景全体を模倣の対象としているのに対し、模型はその物の形態、色彩、素材感及び構造を表現することを目的としている。

③ 単純な地形・地質模型やボタン操作で興味地点等にランプがつくような地形模型、農具・漁具の模型等がある。

④ 動植物の標本模型などにおいて、本来の大きさよりはるかに大きなものとすることや、一部でも動きのあるものとすることは興味や関心を引く効果が期待できる。

⑤ 精巧なレプリカと樹木等の実物標本のシンプルな組み合わせ等によりジオラマに匹敵する効果を出すこともでき、また、剥製などに比べてハンズ・オン展示にも適していることから、模型・レプリカの適切な利用を十分検討する。

⑥ 模型・レプリカは、ジオラマ等と同様に、文字を媒体としないで見ることにより理解できる展示方法であるが、より情報量の多い映像情報との効果的な組み合わせも検討する。その場合、あくまでも野外での利用や野外での自然観察等の支援となるものであることに留意した適切な展示内容とする。

（B）設計例

ビジターセンターの模型・レプリカ展示の事例を示す。

模型・レプリカ展示事例



シンプルでランプ等による位置表示のない一般的な地形模型。模型内に地名等の表示があるタイプ。表示が小さく高齢者や車椅子，小学生等には見にくい可能性がある

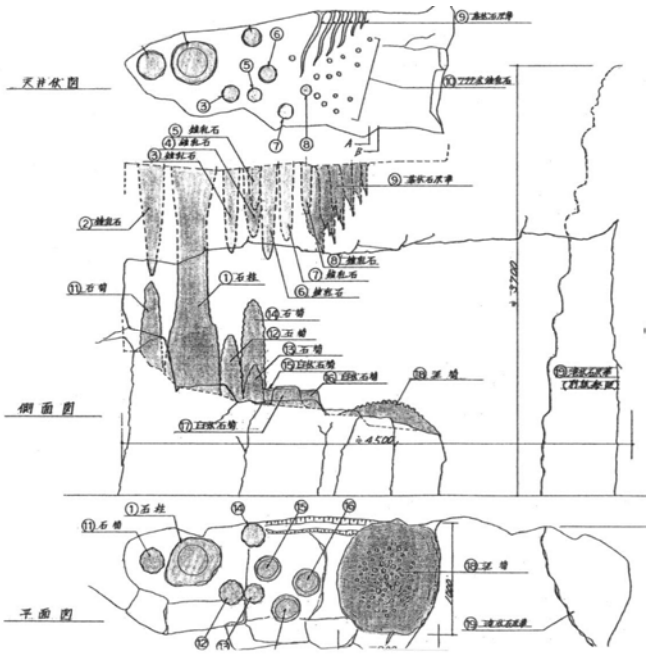
（阿蘇くじゅう南阿蘇ＶＣ）



展示室の１，２階吹き抜け部を立体的に利用したアオサギの営巣状況の模型。ひなの様子など忠実に再現されており，通常見ることができない視点で体験でき，自然フィールドへの関心をより高める効果がある。

（釧路湿原温根内ＶＣ）





鍾乳洞の模型レプリカ展示。現場では，様々な発達段階の鍾乳洞や石柱，石筍などが分散して見られるような場合に，その発達過程を時系列的に展示解説することで，自然体験の際の効果を上げることができる。動植物を伴わないジオラマ展示ともいえる。（**山口県秋吉台ＶＣ**）

（５）観察装置展示

① 顕微鏡や拡大鏡により固定または特定の対象物を観察する標本。微生物、微小標本、岩石標本等。ステレオパノラマ装置による空中写真の立体視などが含まれる。

② 利用者が直接操作する場合、操作の容易性と装置の耐久性に配慮する。また、テーブル等に設置する際は、もたれかかる場合や子どもの利用を考慮し、安全性の確保に留意する。

③ 視野を限定することとなることから、解説文などを読まなくてもわかりやすい展示、気付きや驚きを与える展示などの工夫を検討する。

④ 写真やイラストパネル、ジオラマとの組み合わせにより興味深い体験展示とできる要素があり、また参加型のハンズ・オン展示となるものであるので、効果的な設定を工夫する。

（B）設計例

ビジターセンターの観察装置展示の事例を示す。

観察装置事例



立体拡大視鏡による植物のステレオパネル展示。単純な構造の拡大視鏡で，壁面や展示テーブルに埋め込むより，メンテナンス等の面でも利点がある方式である。（**日光塩原ＶＣ**）



マイクロスコープによる種子等の観察状況。虫の目・虫の視点になって周りの自然がどのように見えるのか，興味深い体験型の展示となっている。ハンズ・オン，参加型の展示である。（かすみがうら市**雪入ＶＣ**）

（6）映像装置展示

① 映像展示は、ハード、ソフト、スクリーンといった映像要素の種々の組み合わせにより、新たな形態、機能、展示効果を有する映像がでてくる状況にある。

② 展示構成上の映像展示の主たる特質については、おおむね次の５点が上げられる。

1）見ることにより容易に理解が深められる。
2）継続する動きであるため、従来の静止展示では展示不可能であったものが可能となる。
3）多量の情報を伝達することが可能である。
4）動きが展示に容易に組み込める。
5）参加型展示が容易で、種々の形態が可能である。

③ 映像機器は、展示空間においてそれ自体が目立たないように工夫することが必要であり、映像内容に合致する場所に設置するか、映像内容に応じた展示の方法を検討する。

例えば、ジオラマや標本との組み合わせにおいては、ジオラマ空間や岩石標本の中に埋め込まれたディスプレイとするなどの工夫を行う。

④ 利用者がいないのに映像のみ流れているといったことをできるだけ避けるため、映像内容、映像時間の検討を行うとともに、利用者が自由意志で映像に参加し、対話できる参加型の映像システム（インタラクティブ映像）の採用を検討する。

⑤ 映像装置の導入は、故障時やメンテナンスなどの技術的・経費的対応を十分考慮に入れるとともに、特に最新の装置についても更新時期や更新時における対応に留意しておく必要がある。マルチスライド装置などにおいても、フォーカス調整等のメンテナンスが必要となること認識しておく。

⑥ 大型映像については、装置の導入やメンテナンスなどハード部分のほか、映像ソフトの検討・作成に十分な時間と費用が必要である。そのため、同時に複数のソフトを作成することは困難であり、計画的にストックを増やしていくことや更新していくことが求められる。また、他の映像設備と相互利用できるような映像ソフトを考慮する。

（7）ハンズ・オン展示

① 直接手で触れることができる展示や、手にとって触覚、聴覚、嗅覚などを使って自然を体験できるなど楽しめるよう工夫された展示。プッシュボタン式や人力可動式の装置を含み、広い範囲の五感を使い、体ごと体験できる展示を含む。

② ハンズ・オン展示は、標本展示、ジオラマ・パノラマ、模型・レプリカ等に用いることができるが、いずれも身体障害者だけではなく、すべての人を対象としたユニバーサルなものとして検討する。

③ 視覚障害者には、案内員や音声ガイド等との組み合わせや付帯施設全体を含むビジターセンター全体での対応が必要である。

④ ハンズ・オン展示は、単に「見る」だけではなく、「触れてみる」「手に取ってみる」「感じてみ

る」など展示に参加し体験できるようにして、利用者の自らの気付き、想像、楽しみなどを通じて自然への理解を深めようとするものであり、そのためにはガラスケースや棚をできる限りなくし、展示台も低くして、利用者により近づけた展示手法を採用する工夫が望まれる。

⑤　触れることのできる展示等は、展示物の損傷やいたみが激しく、消耗品であること、壊れるものであることを認識して維持管理を行う。

（B）設計例

ビジターセンターのハンズ・オン展示の事例を示す。

ハンズ・オン展示事例

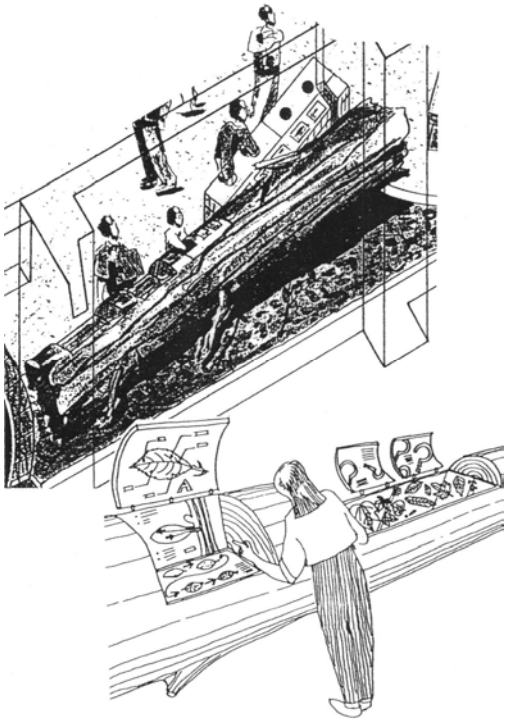


パネルや標本と実際に利用者が参加して体験する仕組みを組み合わせた展示。触れることにより，触覚，聴覚等の感覚を動員しての展示体験は，利用者に印象深いものとなる。（**三陸復興唐桑半島ＶＣ**）



実物を利用したハンズ・オン展示。簡単な説明と実物に触れて，自然の感触を体験できるようにしたハンズ・オン展示。

（**日光塩原ＶＣ**）





（**揖斐関ヶ原養老関ヶ原ＶＣ**）

（8）情報検索展示

① 情報板による利用者からの情報展示や機器を用いない情報検索、コンピューターを使った情報検索やQ＆Aなど。

② 利用者が直接参加する形で、多様な利用者が求める様々な情報が容易な操作により適切得られるよう的確な設計が必要である。利用者が直接最新の情報を書き込みできる案内板やマップ、ホワイトボード、クリップボードなどは、最もシンプルで効果的な情報展示であり、また、ビジターセンター自らも周辺における樹木・草花の開花や野鳥の情報を更新して相乗的な情報提供が行えることが望ましい。

③ 常に最新の情報を提供できるよう工夫し、コンピューターを使用する際は、ビジターセンターの職員が常に情報更新やデータベースへの蓄積ができるよう設定するとともに、他のビジターセンターとの情報交換等を含めたインターネットとの接続を考慮する。

④ コンピューターを使用した情報検索装置は、展示テーマや他の展示物との関連性が外見に現れにくいことから、設置場所や装置外観に配意する。案内カウンターに設置する情報検索装置は、管理者側が利用する場合と利用者が利用できる場合を明確にし、配置個所を決める。

⑤ コンピューターを使用した情報検索装置は、維持管理能力、維持管理費、耐用年数等を勘案のうえ、機器の導入・選定を検討する。特に、山岳部等において、故障時の対応やメンテナンスに懸念がある立地条件の場合は、導入の可否そのものについて十分な検討が必要である。

（B）設計例

ビジターセンターの情報検索展示の事例を示す。

情報検索事例



数台のパソコンブースで，周辺市町村の情報や自然公園内の動植物等の情報等の検索を行える。ブースを壁面に設置せず中央部に置いて他の展示との配置に工夫している。パソコン関係は機器が常に進歩しているため，フレキシブルな対応が必要。

（伊勢志摩横山ＶＣ）



ビジターセンターの対象とする広域の範囲に関する情報伝言板。主に管理者側による情報であるが，写真やイラストを用いたビジュアルな情報板となっている。

（阿寒川湯ＶＣ）

Ⅱ－４－４　設備及び環境共生機能

（A）設計の考え方

① ビジターセンターの計画・設計に当たっての設備環境共生機能面での配慮事項としては、次のような事例がある。

1）建築的工夫による熱と光の制御（高断熱ルーフ、自然採光、自然換気、屋上緑化）
2）自然エネルギーの利用（太陽光発電、風力発電、地中熱利用、バイオマス利用）
3）循環システムの採用（中水道利用、雨水利用、ゴミのコンポスト化）
4）高効率でクリーンな設備システム（燃料電池、大温度差空調、居住域空調）
5）ゆとりある設備スペースの確保（高い階高、二重床、増設用シャフトスペース）

② 環境共生に配慮した自然エネルギーなどの利用の対象としては、雨水・中水の利用、太陽エネルギー利用、風力利用、アースチューブ（地中管による取り入れ空気の温度緩和）等がある。照明、換気、空気調和設備などのエネルギー源として自然エネルギーの利用する場合は、その環境共生機能の仕組みの展示アイテム化を併せて検討する。

③ 雨水・中水利用は、屋上などに降った雨水などの排水を貯留し、水洗トイレや植栽の水やり、非常用水などに使用するものであるが、また、雨水を積極的に土へ返すことも重要であり、自然の緑のある土面部分を多く残し、駐車場や歩道などの舗装も透水性舗装とすることにより、地中に雨水を十分行き渡らせ、雨水の流出防止や地下水の涵養を行うよう配意する。

④ 太陽エネルギーの利用には、次のようなものがある。

1）太陽光発電：太陽電池（光をエネルギーに換える半導体の性質を利用）を中心とした発電システム。
2）太陽熱発電：太陽光を集めて熱源とし、発電を行うシステム。
3）アクティブ・ソーラー・システム：太陽エネルギーを熱エネルギーとして給湯や冷暖房に利用するシステム。
4）パッシブ・ソーラー・システム：太陽の光や熱を、機能材料や建築構造によりコントロールし有効利用するシステム。
5）ソーラー・ケミストリー：太陽光や太陽熱を化学的なエネルギーに変換して利用する方法。

⑤　パッシブ・ソーラー・システムは、対象とする地域のもつ自然環境のポテンシャルを最大限に引き出すことによって快適な屋内環境を形成することであり、地域の気候特性を踏まえた建築設計上の工夫が必要である。

基本的なパッシブ・ソーラー・システムの考え方としては、パッシブ・ヒーティング（冬の対策）とパッシブ・クーリング（夏の対策）がある。

1）パッシブ・ヒーティングの方法

- 直接の日射から床や壁を利用して蓄熱する方法（ダイレクトゲイン）
- 建物の一部に集熱・蓄熱部位を作る方法（トロンブウォール）
- 集熱・蓄熱室を居住空間等と別につくる方法（付設温室システム）

2）パッシブ・クーリングの方法

- 通風による方法
- 夜間換気を利用する方法
- 夜間輻射（夜間、天空に対して放射される熱による冷却）を利用する方法
- 地中への輻射による冷却方法（半地下・地下での壁面の対流による冷却）

⑥　自然エネルギー利用の計画に際しては、地域の気候特性を的確に把握することが前提であり、湿度・温度・風向・風速・日射量などの条件に大きく左右される。また、これらの設備や装置の設置そのものが、周辺の自然環境や景観に及ぼす影響にも留意して検討する必要がある。

⑦　自然環境との共生といった観点からは、位置や配置の選定段階からできるだけ自然の地形・植生を残すなど周辺の自然環境の保全に対する配慮や自然景観と調和した意匠の検討のほか、自然エネルギーの利用と検討と併せた地形の高低差の利用、屋根などの屋上空間の周辺植物による植栽などの検討を行う。

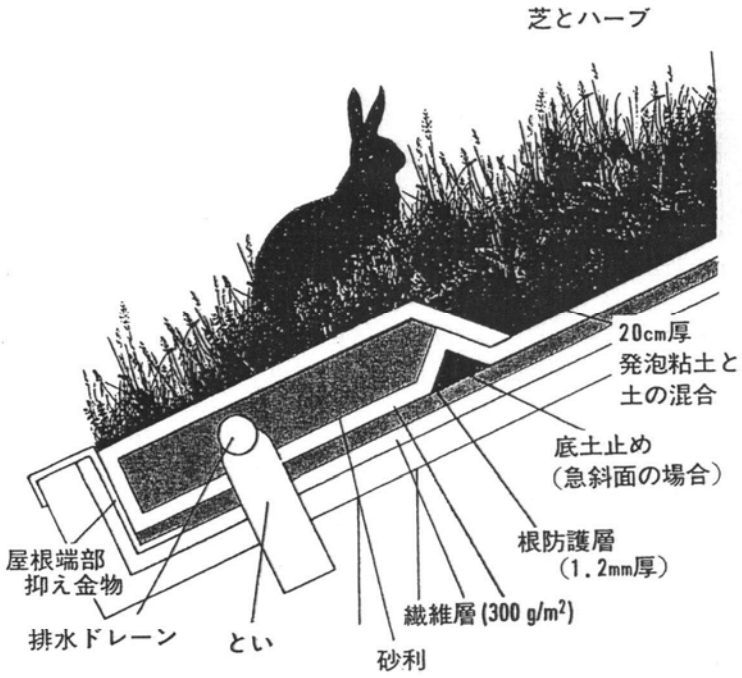
⑧　照明、換気、空気調和設備のように維持管理費に大きく関連する設備については、管理・運営費を低減する観点からも、その導入の有無を含めて配慮する。

例えば、冷房や暖房を採用するか否か、採用するとすればどのスペースに配備するか、その際の間仕切りはどうするか、機器や動力は何を選ぶかなどは慎重に検討する必要がある。

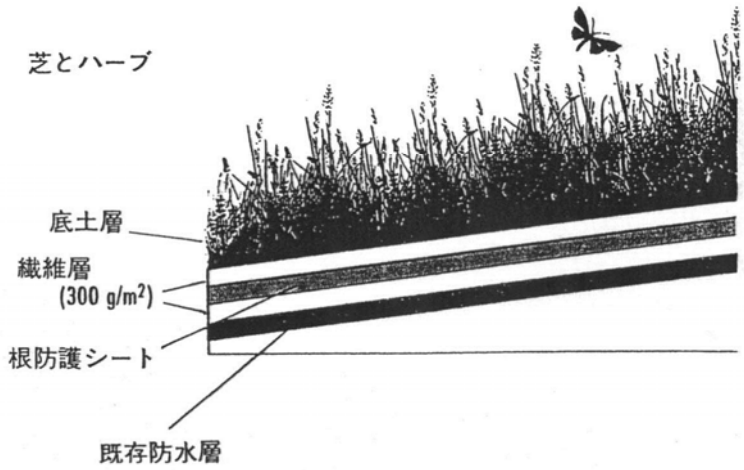
⑨　照明は必要な部分のみの点灯が可能なようにし、また、冷暖房もスペースごとに操作が可能にするなど、きめ細やかな配慮が必要である。なお、暗い入口や室内は、利用者へビジターセンターに入りにくい感じを与え、また、よくない印象を残すこととともなるので注意する。

表 9　必要設備の検討事例

	給排水	給湯	冷房	暖房	換気	電話	インターホン	放送	コンセント	テレビ
風除室									○	
回廊展望室			○	○	○	○		○	○	
事務室	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○
レクチャールーム			○	○			○	○	○	
映写室					○				○	
展示室			○	○	○			○	○	
工作室兼特展室	○		○	○	○			○	○	
ボランティア室			△	○	○		○	○	○	○
シャワー室	○	○			○					
便所	○				○				○	
倉庫					○				○	
ＥＶ機械室					○				○	



◀緑の傾斜屋根：
傾斜屋根は勾配10度から30度をいう。乾燥に強い芝とハーブが適している。20センチ厚の気泡粘土と土混合材がすべり落ちないように、屋根軒先部分に滑り止めが必要である。



◀緑の平らな屋根:
平らな屋根は勾配が3度から10度をいう。乾燥に強い芝やハーブが向いている。植物は3～8センチの底土が必要である。その下は繊維層で1ミリ厚の根防護シートの上に敷かれる。

注）この事例はドイツでの事例であり、緑化用の植物、土壌等は現地産のものを使用するなど、立地条件に応じて勘案する必要がある。

図 41　屋根緑化の事例

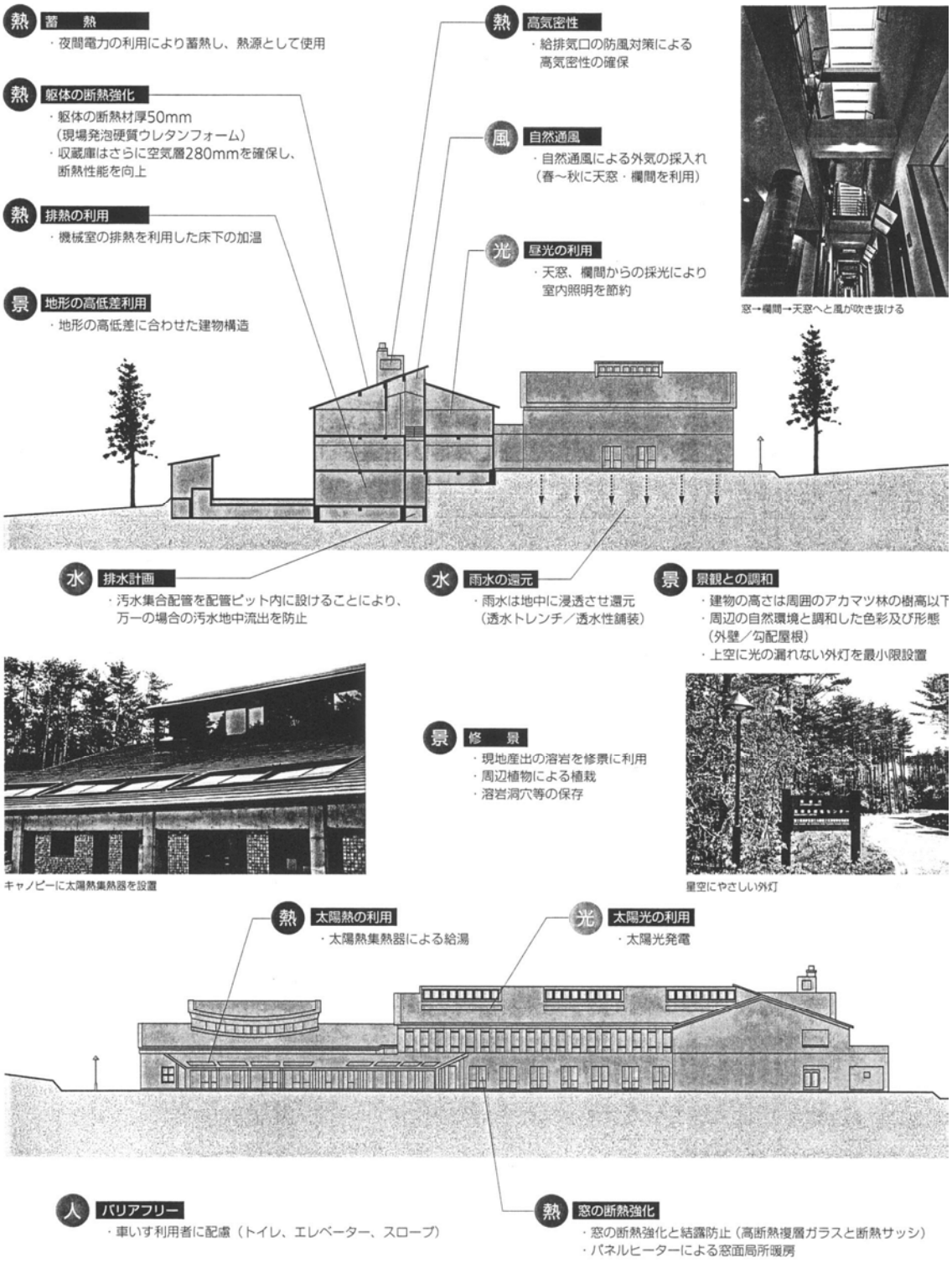


図 42　施設の環境共生機能配慮事例

Ⅱ－４－５　付帯施設及び周辺整備

（A）設計の考え方

① ビジターセンターに付帯的に整備が考えられる施設には、自然研究路、解説施設、解説員研修施設、広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所、野外施設等がある。ビジターセンターの利用性を高めるためにはこれらの各種施設が適切に整備されていることが望ましいが、ビジターセンターの建物敷地以外に、隣接して広い面積の土地確保が必要になることから、周辺の自然環境の状況や利用実態、既存の施設整備状況を考慮し、立地特性にあう効果的な施設を選択して整備する。

② ビジターセンター内の展示解説で学んだことやレクチャーで聞いた内容を、利用者が直ちに野外で確認し体験できる仕組みとして、また、解説員による野外解説活動が行える場として、ビジターセンターと一体的な自然研究路や野外フィールドを設定する。

③ ビジターセンターの周辺は、整備に際してできるだけ自然環境を保存し、必要に応じて在来種による修景や緑化整備を行う。環境条件や敷地条件に応じて、解説活動にも活用できる人工池などのビオトープや在来種による生態観察園の整備も検討する。

④ ビジターセンターの周辺整備に際しては、ビジターセンター利用者の休憩利用や周囲の施設や自然環境とを結ぶ動線に配意するとともに、観察や広がりを確保できる場合は休憩やお弁当スペースなど多目的に活用できる広場の配置を検討する。また、野外フィールドが、観察や学習利用ばかりでなく、休憩休息空間としての機能をもつことに留意して、適切な活用を図る。

⑤ 自然研究路や野外フィールドにおいては、自然の森林、草地、湿地、池沼等を活用し、野鳥や小動物、昆虫などの観察施設や観察ポイント、あずまやなどを設置するとともに、解説板や植物の名札等の整備を検討する。これらの設計に当たっては、自然植生や動物の生息環境の保全に留意し、復元・回復の状況を含めて自然の状態が観察できるよう配慮する。

⑥ 周辺の自然とビジターセンターの利用が一体的に促進する観点から、周辺整備に際しても高齢者や身体障害者等のフィールド利用に配意し、ユニバーサル・デザインによる設計とする。

⑦ 特に、自然研究路は、立地条件を勘案する必要があるが、ビジターセンター本体の利用と併せて車椅子利用者や視覚障害者の利用に積極的に対応するよう検討し、安全に利用できる歩道の整備や無人感知ガイドシステムの設置等を図る。

⑧ 駐車場、トイレ等の付属施設の整備については、身障者対応等を含め、「第２章　園地」、「第３章　野営場」及び「第５章　その他施設」を参照する。

なお、駐車場については、ビジターセンターからの出入に便利な位置に障害者の専用または優先して使用できる駐車スペースを設け, そのスペースには障害者シンボルマークを表示するとともに, 駐車場進入路から誘導用の標識等を設けるよう特に配意する。

（B）設計例

ビジターセンターの付帯施設及び周辺整備の事例については、各施設を参照。

Ⅱ－５　ビジターセンター等情報提供施設における
ユニバーサルデザインの配慮事項

ビジターセンター等は、自然への理解を深め、人と自然とのふれあいを一層推進するための施設で、当該集団施設地区や周辺地域の魅力や利用方法などの情報を得たり、用具の貸し出しなどの利用サポートの他、便所や休憩スペース等の便益機能を備えた利用サービスの中心的施設であることから、すべての利用者が快適に利用できるよう、駐車場等からのアクセス、建物内部を含めてすべての利用者の円滑な移動経路を確保する。

また、情報提供に当たっては、可能な限り多様な利用者に配慮した、わかりやすい手法とするとともに、運営スタッフが常駐する利点を生かした利用案内とサポートの充実が求められる。

（１）すべての利用者が円滑に移動でき、利用できる施設としての整備
（２）多様な利用者の特性に配慮した情報提供と展示
（３）緊急時への対応

（A）すべての利用者が円滑に移動でき、利用できる施設としての整備

①すべての利用者が円滑に移動できるアクセス路の設置

ビジターセンターやインフォメーションセンターは、当該地区における情報提供や利用サービスの拠点施設であり、すべての人が円滑に利用できる必要があることから、以下のようにすべての利用者が円滑に移動できるアクセス路を整備する。

・駐車場からビジターセンター等へのアクセス路は、p.94 に示したすべての利用者が円滑に移動できる園路として、幅員 1.8m 以上、縦断勾配 5%以下で整備する。
・敷地に余裕がある場合は、車いす使用者が同乗している場合を考慮してビジターセンター等の出入口で乗降できるよう、幅 3.0m 程度の車寄せを確保する。このスペースは、雨天時に濡れないよう屋根が架かっていることが望ましい。
・ビジターセンター等の出入口は車いす使用者や松葉杖使用者の通行に支障のないものとし、出入口に戸を設ける場合は、前後に 1.5m 以上の平坦部分を設けた上で、有効幅員 120 cm以上、車いす使用者をはじめ多様な人々が円滑に利用できる引き戸とし、開き戸は避けることが望ましい。
・出入口部に段差がある場合は、有効幅員 80cm 以上、縦断勾配 8%以下の傾斜路を併設し、必要に応じて手すりを設置する。

起伏のある敷地にあるため、入口部は車いすの通行にも支障がないよう、面的な整備がなされている。ただし、駐車場からビジターセンターに至る園路に階段があるため、車いす利用者は管理用通路を利用することとなる

釧路湿原国立公園　温根内ビジターセンター



②バリアフリー新法の主旨に則った建築物として整備

ビジターセンター、インフォメーションセンター等については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の主旨に則った建築物として整備する。以下に、『高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準』（平成 19 年、国土交通省）に示された建築計画のチェックポイントを掲げる。

なお、地元自治体の条例等に基準が定められている場合はそれに準拠する。

建築計画の要点

①連続的な移動動線を計画する

バリアフリー新法の趣旨に則り、道路、敷地内通路から目的となる所要室まで安全に移動できることがすべての基本である。この移動動線は用途により重点的に整備すべき箇所が異なると考えられる。例えば、レストランであれば食事スペースから便所まで、スポーツ観戦施設では客席まで、劇場、ホテルでは客席の他に楽屋、ステージへの上下移動も対象となる。ホテルや旅館では各客室、あるいは共同浴場までの円滑な利用が必要である。

施設案内の全体表示及び各拠点における案内表示など、サインは連続的かつ円滑な移動を支援する装置、設備として必要不可欠なものである。特に音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの敷設を要する視覚障害者の誘導に関しては十分に検討する。

②利用時の安全計画を徹底する

段差を設ける場合の適切な措置、利用時の転落事故や突起物による衝突防止等を図る。

代替移動手段があり、あるいは機能上特段の問題が生じない場合を除き不用意な段は設けない。

③適切な寸法を計画する

利用者のニーズ把握によって得られた各種動作寸法、介護動作寸法、車いす使用者等の方向転換寸法、開口部やスイッチ類の高さ、サインの位置等について検討を行い、利用時における適切な空間寸法を算出する。

④経済性、柔軟性、及び効率性に配慮する

高齢者や障害者等に特別に対応するのでなく、利用者が共通に利用できる空間や設備を計画することは、建設コストの軽減、空間の効率的な使用にも繋がる。

車いす使用者用駐車場を相当数確保したり、車いす使用者対応便房では、機械的に多機能化するのではなく、機能を十分に理解し、オストメイトの方との利用を機能区分したり、男女別にやや広めの車いす使用者便房を数多く設置して、利用上の効率を図る。集会施設や劇場等では、男女別の便房数の変更が可能な計画を行う。

建築物内のサインについては、隣接又は併設する施設とのサイン統一を図るなど利用しやすさの検討を行う。

集会施設や劇場等の客席計画では、可動客席や取り外し可能な客席等を適宜配置して利用者の増減に適切に対応することも求められる。

⑤操作性と認知性を確保する

基本は建築物全体のわかりやすさであるが、児童や高齢者、あるいは視覚障害者や上肢障害者にも利用しやすく分かりやすい形状の戸の把手、スイッチ等設備にも十分留意する。

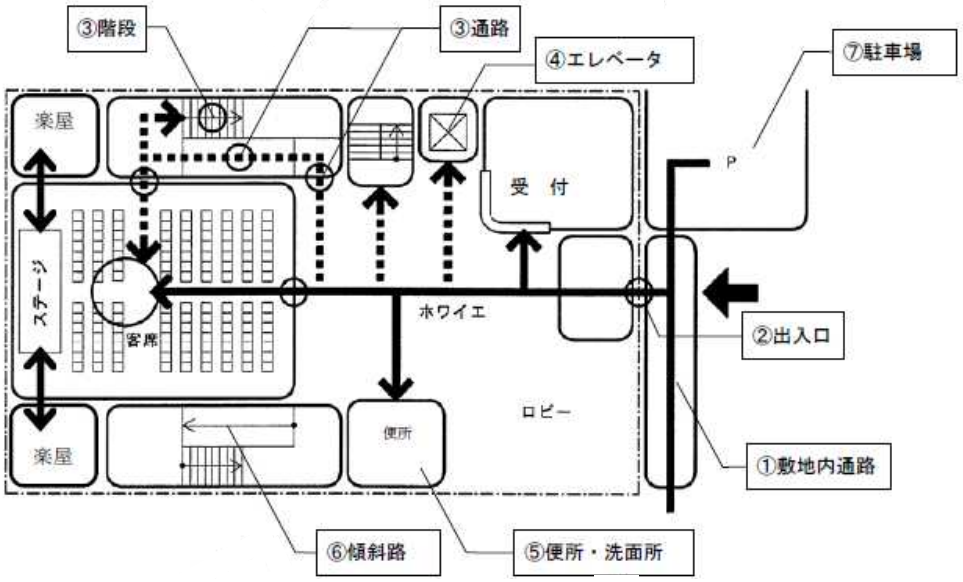
建築物のサイン計画等については、知的障害者や多言語表記により外国人へのわかりやすさも求められる。

⑥利用特性に応じた人的配置を計画する

利用上、立地上どうしても人的な支援が必要な場合、災害時の場合など、視覚障害者への誘導案内、聴覚障害者への手話通訳及び要約筆記、発達障害者への適切なサポート、災害時の誘導体制等を検討しておくことが望まれる。

●全体のチェックポイント
・動線計画は、わかりやすくコンパクトか
・情報伝達・サイン（音、文字、ピクト、誘導用ブロック等）の配置の適切さ、分かりやすさ、見やすさ等はどうか

●人的対応チェックポイント
・案内誘導、説明誘導できる従業員の配置
・手話や筆談ができる従業員の配置
・外国人への案内対応
・非常時の通報、避難誘導人員の確保



●空間的対応チェックポイント
①敷地内通路
・利用しやすい安全な経路となっているか
・高齢者・障害者等が安全に通行できる幅員か
②出入口
・必要な寸法の確保、利用しやすい適切な構造となっているか
③通路、階段
・適切な幅員、形状。勾配となっているか
④エレベーター
・適切な形状、大きさのかごとなっているか
⑤便所
・設備、広さ、便房数は適切か
⑥傾斜路
・適切な幅員、勾配か
⑦駐車場
・車いす使用者用の区画（広さ、通路、区画数）、配置等は適切か

●設備的対応チェックポイント
・だれでも利用しやすい設備が整備されているか
・だれでも利用しやすい構造の便所が複数あるか
・乳幼児のためのおむつ交換場所、授乳スペース等が確保されているか
・カウンター、スイッチ、鏡類は適切に配置され、関連設備等の操作性は確保されているか
・視覚障害者、聴覚障害者などに対応した情報・コミュニケーション機器の配置、筆記用具の確保はされているか
・非常時の通報、避難設備の整備はされているか

参考　不特定多数利用施設

（B）多様な利用者の特性に配慮した情報提供と展示

①展示におけるさまざまな配慮

ビジターセンター等における展示は、当該地域の特徴や魅力とともに、その利用方法も含めて伝えることを基本に、楽しくわかりやすいものとする。

近年では、博物館等における「ハンズオン展示」が重要視されている。実物に触れて質感や重さを感じることは、視覚障害者だけでなくすべての人にとって学習の質が高まることから、本物に触れられる展示を含めることが望まれる。



ビジターセンター周辺で採取した展示物
身近に触れてみることができる
白山国立公園　市ノ瀬ビジターセンター

展示物や書架などの間は十分な通路幅員を確保し、順路には段を設けない。複数階を利用する場合や段がある場合は、傾斜路または昇降機を設置する。

展示は、子どもや車いす使用者等が見やすい、触れやすい高さとし、器具等の操作性も直感的にわかりやすいものとする。

解説等の表現も、写真やイラストを活用するなどわかりやすさに配慮するとともに、難しい漢字や地名等にはふりがなを添付する。また、より多くの人が理解できるよう、点字や外国語表記（英語の他、東アジアからの利用者が多い場合は中国語、韓国語）の併記、触知図や音声ガイダンス装置の利用、ビデオ等の映像展示への聴覚障害者の利用に配慮した字幕添付などの配慮を行う。

②情報提供の場としての配慮事項

ビジターセンター等では、施設内及び周辺地区の利用に関して案内図やパンフレット等により情報を提供する必要がある。案内図はわかりやすい内容で、子どもや車いす使用者等が見やすい位置に設置し、パンフレットもわかりやすい位置に置くなど、いつでも入手できるようにしておく。

ビジターセンターには、通常、運営スタッフを配置しているため、利用者が求める情報に対し柔軟な対応が可能であるという利点を有している。

案内カウンターでは、案内に加え、外国人向けや点字パンフレット等の配布、車いす等補助器具類の貸し出しやサポートガイドの受付なども行うことが望ましい。また、多様な人、多様な場面に対応できるよう、筆談用具を準備しておくなどの他、外国語や手話でコミュニケーションができるスタッフや、楽しみ方を含めて、季節や天候、利用者ニーズに応じて案内できるスタッフを備えておくことが望ましい。

なお、インターネット等による事前情報の提供にも努める必要がある。

カウンターの構造は、筆記や対話に考慮し、子どもや車いす使用者も利用しやすいよう、カウンターの一部を、高さ 70～80cm、カウンター下部にひざが入る高さ 60cm 以上、奥行き 45cm 以上のスペースを設け、カウンター前面には、車いす使用者の回転等を考慮し 150cm×150cm 以上の広さを確保する。

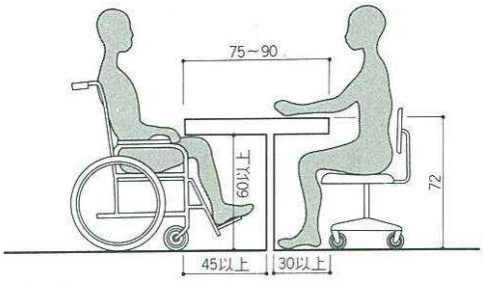


図 43　案内カウンターの構造



案内カウンターの整備例
上高地インフォメーションセンター

③誰もが快適に利用できる休憩スペース

休憩スペースは誰もが円滑に到達できるようにし、明るく快適で、屋外との連続性の得られる空間とすることが望ましい。

テーブルやいすの配置に当たっては、車いす使用者も一緒に利用できるよう形態や配置を工夫する。（休憩施設の項目を参照）



明るく開放的な休憩スペース
富士箱根伊豆国立公園　箱根ＶＣ